

🏠 退職者医療制度

会社や役所を退職し、年金受給者になられた人とその扶養家族(配偶者など)の皆さん。もう届け出は済んでいますか

会社や役所を退職して国民健康保険に加入した人が、厚生年金や共済年金を受給できるようになった場合は「退職者医療制度」で診療を受けることになります。これに伴い、その扶養家族も同様となります。

退職者医療制度の財源は、本人の自己負担と保険税のほか、元の職場の健康保険などからの拠出金で成り立っています。退職者医療制度の対象者となっているにもかかわらず届け出がされないと、拠出金で負担すべき医療費分まで国保(市や国・県)が負担することになります。

皆さんの負担を増やさないためにも、対象となったら必ず届け出をお願いします。

このような人(家族)が対象です

次の①～③すべてに該当する人が対象です。

- ①国民健康保険に加入している人
- ②老人保健の適用を受けていない人
- ③厚生年金や各種共済組合などの老齢(退職)年金を受けられる人で、年金への加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上加入している人とその扶養家族

※扶養家族とは、退職者本人の直系尊属、配偶者(内縁を含む)と三親等内の親族、または配偶者の父母と子で、退職者本人と生計を共にし、主として退職者本人の収入で生計を維持している人

14日以内に届け出を

年金証書を受け取ったら、14日以内に保険年金課に届け出て、「国民健康保険退職被保険者証」に切り替えてください。

届け出に必要なもの

年金証書(加入期間の分かるもの)、保険証、印鑑

お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかるときは、窓口で「国民健康保険退職被保険者証」を提出して受診してください。



🌐 海外居住者の国民年金

希望すれば引き続き加入できます

国民年金に加入している人が、海外に転出した場合は、国民年金の加入をやめること(資格喪失)になります。

海外在住により、国民年金に加入しなかった期間は、将来、年金を受けようとするときの受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

そこで、受け取る年金額を増やしたい、万一の場合に障害基礎年金などが保障されるようにしたい、というときは海外居住者でも希望すれば引き続き国民年金に加入(任意加入)することができます。



なお、任意加入者には保険料免除制度や学生納付特例制度は適用されません。

海外で国民年金に加入するときの手続き

親族の協力が得られるとき	最終住所地の市区町村の国民年金係で加入手続きをし、協力者が保険料の納付をします
親族がいないか協力が得られないとき	日本国民年金協会(下記)に手続きを依頼します

社団法人 日本国民年金協会
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館ビル3階 ☎03-3265-2885
<http://www.nenkin.or.jp/>